

（表面）

産業廃棄物の県内への搬入に関する協議書

年 月 日

香川県知事 殿

協議者 住 所 兵庫県洲本市中川原町三木田185

氏 名 スクラップセンター豊島

代表 豊島 智

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

電話番号 0799-28-1500



循環事業者が行う県内における循環的な利用に供するため、産業廃棄物の県内への搬入を行いたいの
で、香川県における県外産業廃棄物の取扱いに関する条例第13条第1項の規定により協議します。

県内搬入計画	循環事業者	氏名又は名称及び代表者の氏名	久香リサイクル株式会社 代表取締役 香川祐輝	
		住所又は所在地	香川県さぬき市前山332番地12	
		事業場の所在地	香川県さぬき市前山332番地12	
	県内に搬入しようとする産業廃棄物	排出事業場	一般的な名称	廃タイヤ
			種類	廃プラスチック類
			性状	原型状態(丸タイヤ)
			1年当たりの最大搬入量	30 t / 年
		名称	スクラップセンター豊島	
	所在地	兵庫県洲本市中川原町三木田185		
	当該産業廃棄物を運搬する者	当該排出事業場に係る事業及び排出工程の概要	・排出工程の概要 使用済みタイヤ	
氏名又は名称及び代表者の氏名	スクラップセンター豊島 代表 豊島 智			
住所又は所在地	兵庫県洲本市中川原町三木田185			

(裏面)

県内搬入計画	県内に搬入しようとする産業廃棄物の排出事業場から循環利用施設までの当該産業廃棄物の運搬の経路	別紙のとおり
	放射性物質及びこれによって汚染された物の搬入	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
	県内に搬入しようとする産業廃棄物の運搬の方法及び当該運搬に伴う生活環境の保全のための必要な措置	<ul style="list-style-type: none">・運搬方法 廃タイヤ専用の運搬車両を使用し、排出事業場から循環利用施設までは一定の経路で搬送します。・生活環境保全のための必要な処置 廃タイヤから悪臭や粉塵が搬出する恐れはありませんので特に搬送に際しては、積荷をネットで覆い荷台にしっかりと固定して飛散脱落を防止します。
	県内搬入業務責任者の氏名及び連絡先	責任者指名：豊島 智 連絡先：兵庫県洲本市中川原町三木田185
	搬入開始予定年月日	協議結果通知書の交付日以降
参 考 事 項		

備考

- 1 県内に搬入しようとする産業廃棄物の性状については、当該産業廃棄物の成分を分析した結果を記載してください。
- 2 記載事項のすべてを記載することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。
- 3 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

【運搬経路】

スクラップセンター豊島

〒656-0003 兵庫県洲本市中川原町三木田185

県道46号から市原の神戸淡路鳴門自動車道に入る

南東方向に県道469号/県道46号を進む

左折してそのまま県道469号/県道46号を進む

そのまま県道46号を進む

右折する

左折して徳島方面の神戸淡路鳴門自動車道のランプに入る

分岐を右方向へ進み神戸淡路鳴門自動車道に入る

さぬき市 津田町津田 の 県道 37 号 まで 神戸淡路鳴門自動車道 と 高松自動車道 を進み、津田寒川 IC で 高松自動車道 を出る

神戸淡路鳴門自動車道 に入る

高松自動車道を進む

津田寒川 IC 出口を 津田/寒川 方面に向かって進む

県道 37 号 を進み、県道 141 号 と さぬき新道/県道 279 号 に入って 前山 の 県道 3 号 に向かう

右折して県道 37 号に入る

県道 140 号/県道 141 号 を直進する

そのまま 県道 141 号 を進む

寒川町本村西（交差点） を右折して さぬき東街道/県道 10 号 に入る

寒川町石田西（交差点） を左折して さぬき新道/県道 279 号 に入る（西植田/高松空港 の表示）

塚原（交差点） を左折して 県道 3 号 に入る

目的地は前方右側です

久香リサイクル（株）

〒769-2305 香川県さぬき市前山 3 3 2 - 1 2